

入札説明書

文部科学省の委託契約に係る入札公告（令和元年8月8日付け）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）等の会計法令及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約担当官等

- (1) 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房長 柳 孝
- (2) 所属部局名 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
- (3) 所在地 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

2 委託内容

- (1) 事業の名称等 高機能化する学校施設のLCC、省エネ性能等を踏まえた多様な整備・運営に関する調査研究
- (2) 事業内容等 別冊の仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和2年3月2日
- (4) 履行場所 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
- (5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者等（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ）は、総合評価のための技術等に関する提案書（以下「総合評価のための書類」という。）を提出しなければならない。（必要書類の種類及び部数については別紙1を参照）
- ② 競争加入者は、委託代金の概算払の有無、概算払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊の委託契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。また、本件業務等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (4) 本件業務のための調査を請け負った者又はその関連会社でないこと（当該者が当該関与によって競争上の不公正な利点を享受しない場合を除く。）
- (5) 本件入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (6) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和元年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の A、B、C 又は D 等級に格付けされている者であること。なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。文部科学省における競争参加資格に関する問い合わせ先は次のとおり。

〒100-8959 千代田区霞が関 3-2-2
文部科学省大臣官房会計課総務班企画渉外係
電話 03-5253-4111（内線 3012）

4 入札書等の提出場所等

- (1) 入札書及び総合評価のための書類の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
エネルギー対策企画係（旧文部省庁舎 4 階）
T E L 03-5253-4111 内線 2324
F A X 03-6734-3690

- (2) 入札書及び総合評価のための書類の受領期限

令和元年 8 月 29 日（木） 12:00 まで
上記の期限を過ぎてからの提出は一切認めない。

- (3) 入札書の提出方法

- ① 競争加入者等は、別冊の仕様書、総合評価基準及び委託契約書（案）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記（1）に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙 2 の入札書を作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「9 月 19 日開札 [高機能化する学校施設の LCC、省エネ性能等を踏まえた多様な整備・運営に関する調査研究] の入札書在中」と朱書

きしなければならない。

(ア) 入札件名

(イ) 入札金額

(ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

③ 郵便、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかななければならない。

⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

⑥ 競争加入者は、入札書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙4の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したものの

② 入札件名及び入札金額のないもの

③ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のないもの又は判然としないもの

④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

⑤ 入札件名に重大な誤りのあるもの

⑥ 入札金額の記載が不明確なもの

⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正についての印の押していないもの

⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの

⑨ この入札に関し、独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）

⑩ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札書
- ⑫ 上記(3)⑥の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出したもの(本項は、誓約書の提出を要しないこととされた者には適用しない)

(5) 入札の取りやめ等

競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあるものと認めるときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該競争入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(6) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時までに別紙3の代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

令和元年9月19日 14:00～

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部会議室(旧文部省庁舎4階)

(8) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記(6)①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

5 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の総合評価のための書類を、前記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）の認定通知書の写しなど）とともに、前記4(2)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から総合評価のための書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類は別紙1により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
- ③ 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認及び総合評価の実施以外に競争加入者等に無断で使用することはしない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争加入者等が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。

(4) 落札者の決定方法 総合評価落札方式とする。

- ① 前記4(3)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格をすべて満たし、本入札説明書において明らかにした技術等（以下「技術等」という。）の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該競争加入者の申し込みに係る入札価格に対する得点と、技術等の各評価項目の得点合計を合算して得た数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者をもって落札者とする。

なお、入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。

- ② 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において、支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 総合評価において評価した技術等については、すべて契約書にその内容を記載するものとする。

(6) 支払い条件 別冊の委託契約書（案）のとおりとする。

(7) 本件業務の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した総合評価のための書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。
- ② 検査終了後、落札者が提出した総合評価のための書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

II 技術及び総合評価に関する事項

1 本件業務の仕様

本件業務の仕様は、別冊の仕様書のとおりとする。

2 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

総合評価落札方式適用において評価対象となる項目は、別冊の総合評価基準に明示され、評価は明示された評価項目に基づいて行われる。

(2) 必須とする項目及びそれ以外の項目

必須とする項目については、別冊の仕様書及び総合評価基準によって示される最低限の要求要件をすべて満たしているか否かを判定し、満たしていないものについては不合格とする。また、必須とする項目で最低限の要求要件以上の

部分及び必須とする項目以外の項目については、総合評価基準に基づき項目毎に評価する。

(3) 得点配分

得点配分は、別冊の総合評価基準に基づき行われる。

(4) 評価方法

- ① 入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。
- ② 技術等に対する得点は、必須とする項目で最低限の要求要件以上の評価項目及び必須とする項目以外の項目については、提出された総合評価に関する資料に基づき、別冊の総合評価基準によって上記(3)で示される得点配分に従い得点が与えられる。
- ③ 上記①と②の得点の合計により評価する。

(5) 総合評価のための書類

総合評価のための書類については、別紙1に示された書類及び部数を入札書とともに提出するものとする。

(6) 仕様書等の照会先

別冊の仕様書及び総合評価のための書類等に関する問い合わせ先・照会先は次のとおり。なお、公告期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公告情報に開示する。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
エネルギー対策企画係 中村、水野
TEL 03-5253-4111 内線 2324
FAX 03-6734-3690

質問する場合は、業務名、質問者名、会社名、部署名、電話番号、FAX番号を明記のうえ、上記宛てにFAXにて送信のこと。

質問受付期限 令和元年8月19日(月) 12:00

別紙1 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類
別紙2 入札書
別紙3 委任状
別紙4 誓約書

別冊 仕様書
別冊 総合評価基準
別冊 委託契約書(案)
別冊 技術提案書作成要領
別冊 審査要領
別冊 委託実施要項
別冊 大臣官房文教施設企画・防災部委託事業実施要領

競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類

1 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）の認定通知書の写し 1部
- (2) 誓約書 1部

2 総合評価のための書類（様式等は別冊の技術提案書作成要領による。）
（各提出書類には社名、代表者名、社印及び代表者印を押印）

- (1) 技術提案申請書（様式1） 1部
- (2) 技術提案書（様式2～5） 9部（原本1部、複写8部）
※製本等せず、着脱可能なクリップ等でまとめること
- (3) 技術提案書の電子ファイル 1式
※PDF形式とし、CD-RやDVD-R等に保存すること
- (4) 評価項目及び評価基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- (5) 競争加入者の概要（要覧、会社案内等） 1部
- (6) 最新の財務諸表等の資料 1部
- (7) 参考見積書 1部

※ 見積金額の積算内訳について下記で示す経費区分ごとに作成すること。
また、「高機能化する学校施設のLCC、省エネ性能等を踏まえた多様な整備・運営に関する調査研究」委託実施要項の別紙1委託業務計画書を参考とすること。

※ 文部科学省は、その予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、消費税相当額）、一般管理費※、再委託費）を委託費として支出する。

※ 一般管理費：経費の算定が難しい光熱水料や管理部門の人件費（管理的経費）等にかかる費用で、便宜的に委託業務の直接経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、消費税相当額）に一定の率（一般管理費率）を乗じて算定した額を計上する。

(競争加入者本人が入札する場合)

入 札 書

件 名

入札金額 金 円也

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額

入札説明書等を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

文部科学省支出負担行為担当官 殿

競争加入者

住 所

氏 名

印

(代理人が入札する場合)

入 札 書

件 名

入札金額 金 円也

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額

入札説明書等を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

文部科学省支出負担行為担当官 殿

競争加入者

住 所

氏 名

代 理 人

氏 名

印

(復代理人が入札する場合)

入 札 書

件 名

入札金額 金 円也

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額

入札説明書等を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

文部科学省支出負担行為担当官 殿

競争加入者

住 所

氏 名

復 代 理 人

氏 名

印

(社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

令和 年 月 日

文 部 科 学 省 御 中

委任者（競争加入者）

住 所

会 社 名

代表者名

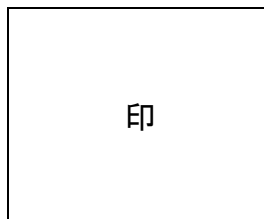
印

私は、 を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和元年 月 日公告分の文部科学省において行われる「（委託業務名）」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

(支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

令和 年 月 日

文 部 科 学 省 御 中

委任者（競争加入者）

住 所

会 社 名

代表者名

印

私は、下記の者を代理人と定め、文部科学省との間における下記の一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住 所

会社名

氏 名

委任事項

- 1 入札及び見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4 契約代金の請求及び受領に関する件
- 5 復代理人の選任に関する件
- 6

委任期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

(支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合)

委 任 状

令和 年 月 日

文 部 科 学 省 御 中

委任者（競争加入者の代理人）

住 所

会 社 名

氏 名

印

私は、 を（競争加入者）の復代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和元年 月 日公告分の文部科学省において行われる「（委託業務名）」の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



- (注) 1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要であること。
2 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

署名（自署）

- ※ 個人の場合は生年月日を記載すること。
- ※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。
- ※ 誓約書は、原則自署としますが、ゴム印若しくは印字等でも隣に代表印（契約書を締結する時と同じ印）を押印されたものであれば可とします。

高機能化する学校施設のLCC、省エネ性能などを踏まえた
多様な整備・運営に関する調査研究

仕様書

令和元年8月

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

1. 事業名

高機能化する学校施設のLCC、省エネ性能等を踏まえた多様な整備・運営に関する調査研究

2. 目的

今後、多くの学校施設が老朽化による更新時期を迎える中、効率的かつ効果的な整備・運営を実現するため、民間の創意工夫を活用する等、多様な整備・運営手法等の普及・展開を図る必要がある。

近年の学校施設では、普通教室へのエアコン設置、ICT機器の導入等による高機能化が進められ、エネルギー使用量が増加する傾向にある。適切な学修環境を確保しながら、「地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）」の達成をするためには、省エネ性能が低く老朽化した学校施設を効果的に改修することにより、省エネ性能を向上する必要がある。

このため、高機能化が進む学校施設に対応するため、効果的で多様な整備手法を調査分析し、教育委員会等において、LCCを検討する際の参考となる資料をとりまとめる。

3. 成果物

高機能化する学校施設のLCC、省エネ性能等を踏まえた多様な整備・運営に関する調査研究報告書

(以下「報告書」という。)

- 1) 冊子 20部 (A4版)
- 2) 概要版 (パンフレット) 20部 (A4版)
- 3) 報告書・計算ツール等 (DVD等電子記録媒体) 1式

冊子、概要版 (パンフレット)、報告書はWORD形式、PDF形式及び元データ形式とする。なお、PDF形式は高解像度のもの及びHP掲載用 (概ね5メガバイト以下) のものとする。

成果物に使用した写真及びイラスト等の画像データ (JPEG等) もDVD等電子記録媒体で納品すること。

4. 調査 (委託契約) 期間

委託契約締結日～令和2年3月2日 (月)

5. 納入期限

成果物 令和2年3月2日 (月)

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課エネルギー対策企画係

7. 調査内容

(1) 調査内容

高機能化する既存学校施設の改修について、以下の条件を踏まえ、改修工法等の調査・分析を行った上で、LCC等をシミュレーションにより算出し、報告書（概要版を含む）、算定ツールの作成を行う。

○「地域区分」ごとに、小学校の「校舎」（詳細は別紙参照）の「改修項目」「部位」「工法」「LCC」「使用エネルギー削減量」「CO₂削減量」について、以下の条件でシミュレーションを行う。

<シミュレーションの条件>

- ・「地域区分」は『省エネルギー基準の地域区分（8区分）』による。
- ・「改修項目」は（外皮、照明、空調、換気）とする。
- ・「部位」は下記のとおりとする。
 - 外皮（屋上、外壁、建具）
 - 照明（教室・特別教室、職員室・事務室、廊下、便所）
 - 空調（教室・特別教室、職員室・事務室）
 - 換気（教室・特別教室、職員室・事務室、便所）
- ・「工法」は下記仕様で比較する。
 1. ★☆☆（現状程度）
 2. ★★☆☆（建築物省エネ法適合）
 3. ★★★（★★☆より省エネ性能が高く、LCCが有利になるもの。
1つの改修項目、部位に関する工法に特化してもよい。）
- ・「工法」1.については、下記を参考とし、2. 3. は提案事項とする。

➤校舎のエコ改修の推進のために

～ モデルプランにおける環境対策のシミュレーション結果（全国版）～
（国立教育政策研究所 文教施設研究センター ホームページ）
<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/allmodelplan.pdf>

・試算内容

- ・LCC（工事費、光熱費、維持管理費）を算出する。
LCCの算定は実勢価格等により計算する。
- ・使用エネルギー削減量、CO₂削減量は「建築物省エネ法」に基づく、評価プログラム等を活用して算出する。

➤「モデル建物法入力支援ツール」

「エネルギー消費性能計算プログラム」
（国立研究開発法人建築研究所 ホームページ）
<https://www.kenken.go.jp/becc/index.html>

- ▶建築物総合エネルギーシミュレーションツール
「BEST 省エネツール（誘導基準認定ツール）」
（（一財）建築環境・省エネルギー機構 ホームページ）
<http://www.ibec.or.jp/best/eco/index.html>

○報告書

- ・上記調査内容に関する報告書を作成するとともに、教育委員会等に配布するための概要版（パンフレット）を作成する。概要版は図表等を用いてわかりやすく取りまとめること。
- ・上記調査内容をもとに、教育委員会等で活用できるLCC等算定ツールを作成する。
- ・報告書（概要版を含む）及び算定ツールはホームページにて公表する。

（２）有識者の助言等（本委託事業内での委嘱）

- ・調査方針や内容などについて必要に応じて有識者（２名程度）から助言（２回程度）を受けることとする。
- ・有識者を選定する場合は、文部科学省と協議・調整のうえ進めること。
- ・有識者に対して、謝金、旅費（交通費、日当及び宿泊費）の支払いを必要に応じて行うこと。有識者に対して支払う謝金については、文部科学省謝金単価（下記参照）により積算するものとする。なお、受託者の規程により謝金を支払う場合は、文部科学省謝金単価を下回らないものとする。

【文部科学省謝金単価抜粋】

- 会議出席謝金 7,000円（１時間あたり）
- 会議出席謝金 14,000円（２時間以上）

（３）報告書等の構成

○報告書の構成（イメージ）

A4判・縦向き・横書きとし、ページ数については全体で40ページ程度を想定。

1. 総論

- ・学校施設の現状と課題
- ・学校施設の使用エネルギー構成

2. シミュレーションの考え方

- ・モデルプランの建築概要
- ・モデルプランの改修前後の設備仕様

3. シミュレーションの条件

- ・地域区分の解説
- ・地域区分における改修シミュレーション「項目」「部位」「工法」の計画

4. シミュレーション方法と条件設定
 - ・ L C C、使用エネルギー削減量、C O 2 排出削減量の試算結果
5. まとめと留意事項
6. エコ改修モデルプラン一覧（平面図・仕上げ表・設備リスト等）

○概要版（パンフレット）の構成（イメージ）

地域区分毎に、1地域（校舎）をA4判・縦向き・横書きの見開きページでイラストや図表・グラフを多用し、20ページ程度で簡潔にまとめる。

1. 総論
2. シミュレーションの考え方
3. シミュレーション結果

○算定ツール（イメージ）

表計算ソフト（エクセル等）で作成し、A4判、縦向き、1ページで出力する。

- ・「地域区分」「改修項目」「部位」「工法」毎に選定でき、L C C及び使用エネルギー削減量、C O 2削減量を算出する。
- ・ L C C、使用エネルギー削減量、C O 2削減量は分かりやすく図表・グラフにて表現する。

8. 進捗報告（打合せ等）

・委託事業の進捗状況等について、週に1回程度は文部科学省担当者へ報告するほか、必要に応じて文部科学省と打合せを行う事。

・各期日までの決定事項は次のとおり。

- 1 1月（提案事項、概要版のレイアウト、算定ツールの様式レイアウト、算出方針）
- 1月（報告書・概要版の素案、算定ツールの試作版）
- 2月（報告書・概要版の（案）、算定ツールの完成版）

9. 応札者に求める要求要件

（1）要求要件の概要

- ①本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「9.（2）要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ②要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていても不合格とならない。
- ⑤これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「高機能化する学校施設のL C C、省エネ性能等を踏まえた多様な整備・運営に関する調査研究」の技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「高機能化する学校施設のL C C、省エネ性能等を踏まえた多様な整備・運営に関する調査研究」の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1) 調査業務の実施方針

1-1 調査内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。
〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば望ましい。〕
- * 1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。

1-2 調査方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 調査の抽出・分析手法が妥当であること。
〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば望ましい。〕
- * 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。
〔作業の日程・手順等が効率的であれば望ましい。〕

2) 組織の経験・能力

2-1 組織の類似調査業務の経験

- * 2-1-1 過去に類似の調査を実施した実績があること。
〔類似調査の実績内容により別途評価する。〕

2-2 組織の調査実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば望ましい。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば望ましい。

3) 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験

- * 3-1-1 過去に類似の調査をした実績があること。
〔類似調査の実績内容により別途評価する。〕

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 調査内容に関する知識・知見を有していること。
- 3-2-2 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば望ましい。

4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

10. 再委託

本業務のうち、その内容を第三者に委託することが本業務の実施に合理的であると認められるものについては、本業務の一部を再委託することができる。ただし、本業務の全てを再委託することはできない。

1 1. 検査

委託者は、受託者が納入した成果物につき、仕様書記載事項が満足されていることを、委託者、受託者双方の立会いのもとで確認したことをもって検査とする。

1 2. 守秘義務

受託者は、本業務の実施で知りえた非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受託者は、本業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

1 3. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

1 4. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省担当者と適宜協議を行うものとする。

1 5. その他

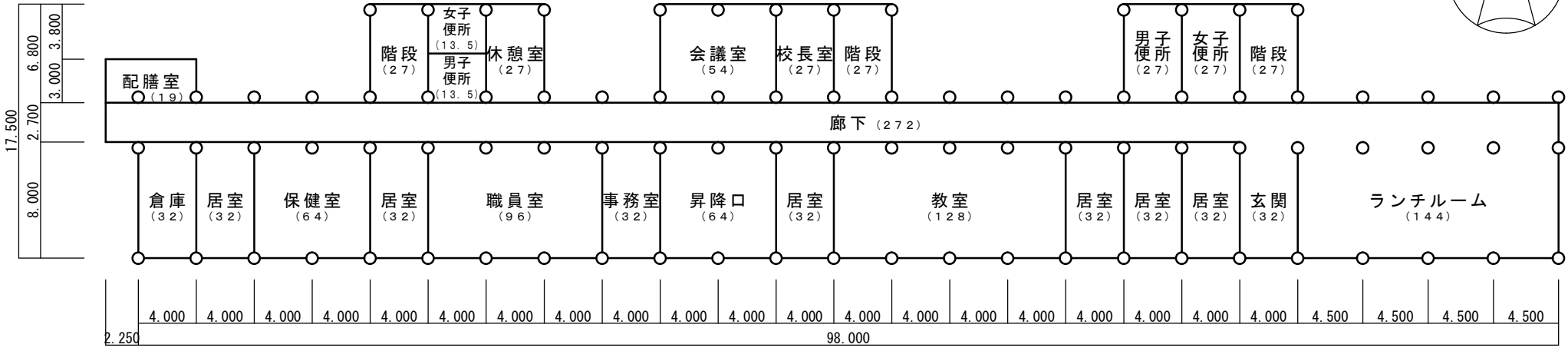
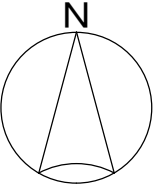
予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうかは委託費支払いに際し、厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払いが行えないため、厳格な経費処理が必要であることを前提とし、本業務の受託可否を検討すること。

(別紙)

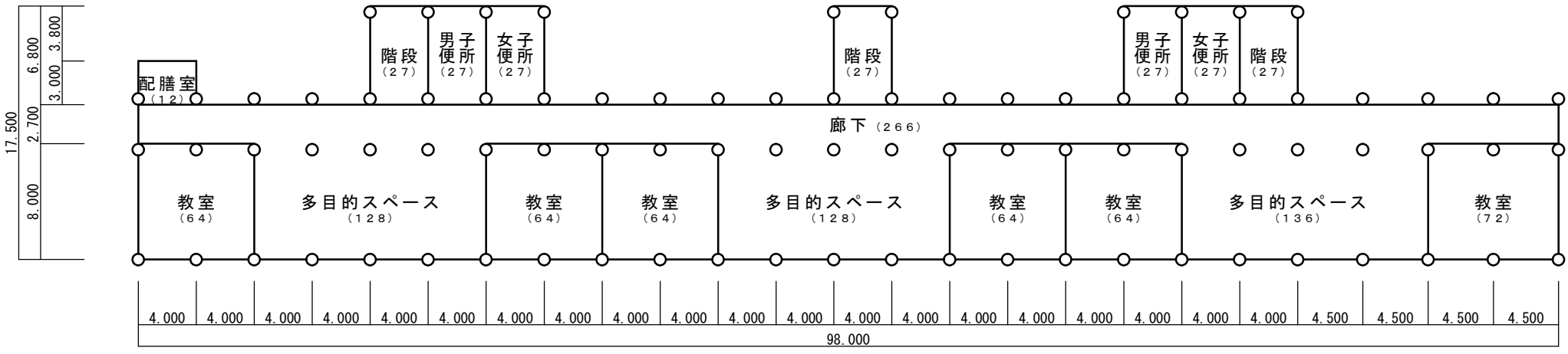
<建物概要>

種別	小学校 校舎 (築35年)
構造・階	鉄筋コンクリート造 地上4階建て
形態	片廊下型一文字校舎
延べ床面積	5,000㎡
教室数	普通教室12、特別教室、多目的スペース等 (平面図参照)
設備機器	設置後20年経過時点で空調機器を更新

校舎



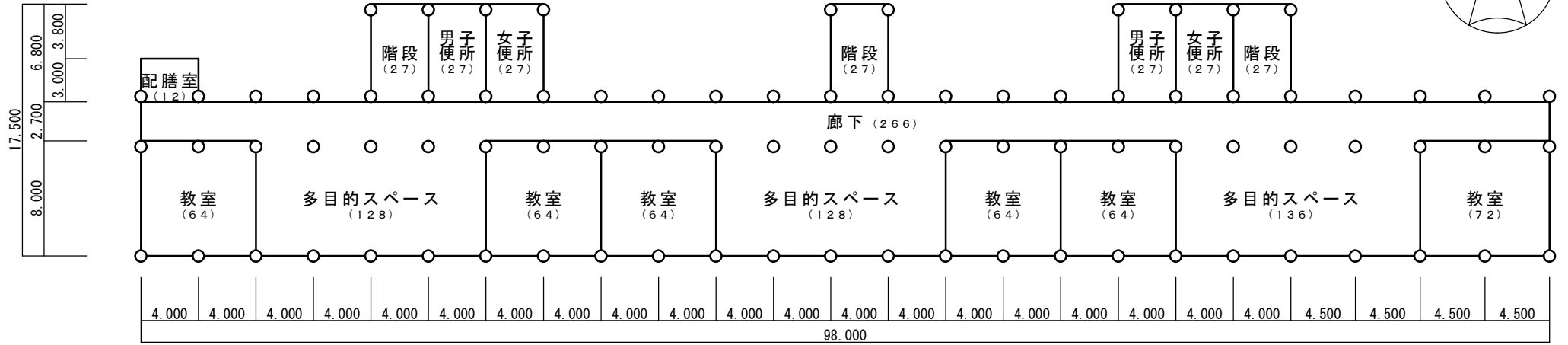
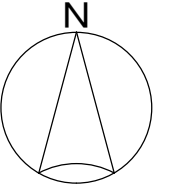
1階平面図 S=1/400



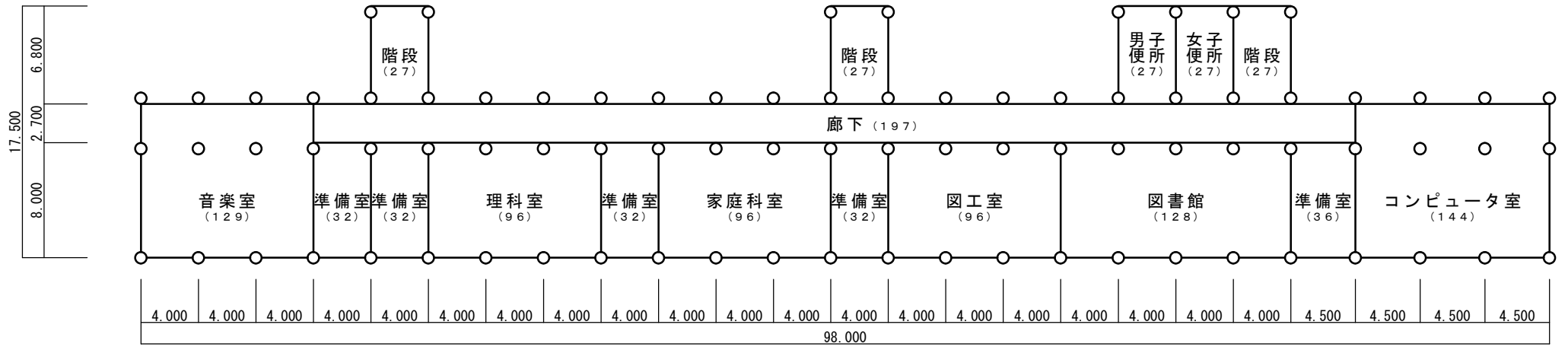
2階平面図 S=1/400

※ (〇〇) は床面積㎡を示す。

校舎



3階平面図 S=1/400



4階平面図 S=1/400

※ (〇〇) は床面積㎡を示す。